

基本報酬および主な各種加算（指定障害児相談支援）について 令和6年4月より

種類	単位数（月）	
障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766 単位／月	障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算。
継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448 単位／月	障害児相談支援対象保護者に対して、指定継続障害者支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算。
特別地域加算	所定単位数の15％／月	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合に加算。
初回加算	500 単位／月	新規にサービス等利用計画を作成する場合 ※月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。
サービス担当者会議実施加算	100 単位／月	継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算。
サービス提供時モニタリング加算	100 単位／月	継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算。

<p>集中支援加算</p>	<p>300 単位/月 (①~④) 150 単位/月 (⑤)</p>	<p>①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）②・③（略） ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。） ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）</p>
<p>行動障害支援体制加算</p>	<p>対象あり：60 単位/月</p>	<p>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p>
	<p>対象なし：30 単位/月</p>	<p>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>

精神障害者支援体制加算	対象あり：60 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。</li> <li>・利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了したものに限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</li> </ul>
	対象なし：30 単位/月	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※上記単位×10 円 ※障害児相談支援は、障害福祉サービスの利用を行う際に必要な個別支援計画書に基づいて「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。個別支援計画作成後、3ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める金額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等 給付費については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。